

第56回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 令和元年11月25日（月）午前9時30分～午後0時10分

2 場所 市役所本庁舎 地下1階第10共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、松本委員、角松委員、濱田委員、矢倉委員

(2) 大阪市職員

田丸市民局理事、山本市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、高橋市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 市に提供された情報への対応について（報告）

(2) 新規案件（5件）の調査審議（概要聴取）

(3) 継続案件の調査審議

(4) 第54回・第55回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

議題（1）市に提供された情報への対応について（報告）

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件（着信通数3通）について、事務局から説明を受けた。

議題（2）新規案件（5件）の調査審議（概要聴取）

○新規案件5件の諮問を受け、事務局から説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

議題（3）継続案件の調査審議

○継続案件のうち3件について、調査審議を行った。

○3件のうち1件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-6」については、ヘイトスピーチに該当する旨の認識に関し、「以下「本件まとめサイト」という。」とあるのを削り、本件表現活動を行ったものの氏名に関し、同姓同名の他者とは区別して認識できるような公表内容とするのが適当であるほかは、拡散防止措置の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。なお、上記のうち、ヘイトスピーチに該当する旨の認識に関する文言の削除については、公表内容そのものの変更を求めるものではなく、市民へのより適切な情報提供の観点から、文言の整理について意見をするものとした。

○案件番号「平28-21」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止措置の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・本件表現活動に係る表現の内容の概要に関し、本件表現活動者が名乗った会の名称等に係る発言についても記載を行うのが適当である。その一方で、当該会の名称だけで、直ちに

ヘイトスピーチに該当するとの誤解を生じないよう、当該会の名称だけを単独で表現した場合に必ずヘイトスピーチに該当する旨を示したものである等趣旨を付記するのが適当である。

- ・ 本件表現活動を行ったものの氏名に関し、同姓同名の他者とは区別して認識できるような公表内容とするのが適当である。

議題（４）第54回・第55回会議要旨の確認

○第54回・第55回の会議要旨を確定した。

以上